

## 収入額再認定請求書 兼 異動届

年 月 日

群馬県知事 あて  
群馬県住宅供給公社理事長 あて

住 所	
県営住宅の名称 及び住宅番号等	県営住宅 棟 号
入 居 者 氏 名	印
電話番号 (自宅)	

### 1 異動届

次のとおり異動したので届けます。

区 分	(フリガナ)		続柄	性別	生年月日	事実発生日又は 変更後内容	異動理由	添付書類
	該 当 者 氏 名							
出 生							/	住民票
転 出 扶 養 (有・無)								住民票 (除票) 扶養証明書
退職・廃業 勤務先変更 雇用形態変更 *いずれかを○で 囲んでください							/	裏面をご覧 下さい
氏 名 変 更							/	戸籍謄本等
死 亡							/	
特別控除 (障害者控除、 寡婦(寡夫)控除)								障害者手帳の写し 所得課税証明書等
そ の 他								

### 2 収入認定に対する意見

次の理由により私の収入月額に変動が生じたので、群馬県県営住宅管理条例第20条第3項の規定により認定を更正してください。

変動理由 (該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 子の出生により同居親族控除額が増えたため
- 2 同居者の転出により収入に変動があったため
- 3 失業・退職又は事業の廃業により、現在において無職無収入であるため
- 4 勤務先の変更・雇用形態の変更により収入が著しく減少したため
- 5 特別控除が発生したため (所得税法に規定する障害者、特別障害者、寡婦 (寡夫) 又は非婚の母 (非婚の父) に該当するため)
- 6 その他 (理由)

年度	分位	→	家賃	円→	円	年度	分位	→	家賃	円→	円
----	----	---	----	----	---	----	----	---	----	----	---

※ 記入方法等は裏面をご覧ください。

●記入に当たっての注意事項及び添付書類について

- 1 太枠内をご記入し、必ず右上の入居者氏名欄に押印してください。
- 2 同居者が転出した場合は、必ず扶養の有・無のいずれかを○で囲んでください。  
「有」を囲んだ場合（転出した方を税法上の扶養親族としている場合）には、これを証明するため、「扶養証明書」又は「扶養の証拠となる書類（源泉徴収票など）」を添付してください。※扶養の証拠となる書類が無い場合は、扶養控除ができません。
- 3 同居者の転出により単身入居となる方は、身元引受人誓約書が必要となりますので、公社までご連絡ください。後日郵送させていただきます。
- 4 離婚により同居者が転出する場合は、離婚の事実が分かる「戸籍謄本」（外国籍の方は離婚証明書）を添付してください。
- 5 所得税法に規定する障害者、特別障害者、寡婦（寡夫）又は非婚の母（非婚の父）に該当する場合は、以下の書類を添付してください。  
・障害者・特別障害者……障害者手帳の写し（氏名、障害等級、有効期限等を確認できるもの）  
・寡婦（寡夫）……所得課税証明書  
・非婚の母（非婚の父）……戸籍全部事項証明書又は住民票の写し
- 6 退職、廃業並びに、勤務先及び雇用形態変更の場合は、下表に該当する書類を添付してください。  
※「申出書」が必要な方は、公社までご連絡ください。後日郵送させていただきます。

区 分		退職 証明書 ※1	雇用保険 受給資格 者証 (コピー)	国民健康 保 険 証 ※2 (コピー)	給与支払 証 明 書 ※3	廃業届 (写) ※4	雇 用 契約書 (コピー)	申出書
申請時に無職・無収入の方	雇用保険(失業手当)を受給中の場合		● ※6	●				●
	雇用保険(失業手当)の受給が終了している場合	● ※5	● ※6	●				●
	雇用保険をかけていなかった場合	● ※5		●				●
	自営業を廃業した場合					●		●
勤務先変更により収入が減少した場合		● ※5			● ※7			
雇用形態変更により収入が著しく減少した場合					● ※7		●	

- ※1 直近に退職した会社から証明を受けてください。
- ※2 被扶養者で、国民健康保険以外の方は、健康保険被保険者証のコピーが必要となります。
- ※3 現在お勤めの方は、勤務先から証明を受けてください。
- ※4 税務署などに提出した、事業の廃業届をいいます。
- ※5 既に収入申告や、収入認定の更正申請などに提出した場合は、添付不要です。  
この場合、下欄に以前提出したときの書類名と提出年月日を記入してください。

既に提出した書類名を○で囲んでください	提出年月日
入居申込書 収入に関する申告書 収入認定の更正申請書 その他 ( )	. .

- ※6 全部のページをコピーしてください。
- ※7 現在お勤めの方は、勤務先から直近1年間分の証明を受けてください。  
再就職後、1年に満たない場合は、再就職後から直近までの分の証明を受けてください。  
この場合は、月平均を年換算した金額をもって、直近1年間分の収入とみなします。  
なお、給与支払いの実績が1ヶ月分に満たない場合は、県又は公社へお問い合わせください。